

令和 6 年第 3 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

令和 6 年 9 月 1 3 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

1. 出席議員 10 名

1 番	山 本 豊 君	2 番	高 橋 利 彰 君
3 番	諸 岡 周 示 君	4 番	高 橋 稔 君
5 番	小 更 雅 之 君	6 番	服 部 隆 君
7 番	牧 山 龍 雄 君	8 番	星 野 初 英 君
9 番	大 野 佳 美 君	10 番	宮 本 秀 樹 君

1. 欠席議員

な し

1. 出席説明員

町 長	野 澤 良 治 君
総 務 課 長	北 澤 雅 志 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 英 樹 君
秘 書 広 聴 課 長	小 島 孝 裕 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	坂 本 紀 幸 君
生 活 環 境 課 長	香 取 秀 一 君
農 政 課 長	寺 崎 光 則 君
教 育 長	鈴 木 裕 之 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	足 立 誠 君
町 民 課 長	福 田 誠 一 君
福 祉 課 長	仲 代 直 人 君
都 市 整 備 課 長	吉 田 茂 久 君
上 下 水 道 課 長	石 山 茂 樹 君
会 計 課 長	山 田 さ つ き 君
税 務 課 長	松 川 浩 之 君

1. 出席事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 山 哲 也 君
-------------	-----------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和6年9月13日（金曜日）

午前10時00分開議

議事日程

日程1. 議員派遣の件

日程2. 一般質問

日程3. 議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程4. 議案第2号 河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程5. 議案第3号 茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約について

日程6. 議案第4号 令和6年度河内町一般会計補正予算（第4号）

日程7. 議案第5号 令和6年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程8. 議案第6号 令和6年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程9. 認定第1号 令和5年度河内町一般会計及び特別会計決算の認定について

- ・令和5年度河内町一般会計歳入歳出決算
- ・令和5年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ・令和5年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算
- ・令和5年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
- ・令和5年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第2号 令和5年度河内町公営企業会計決算の認定について

- ・令和5年度河内町水道事業会計決算
- ・令和5年度河内町下水道事業会計決算

日程10. 請願第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出する事を求める請願

日程11. 委員会提出議案第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書の提出について

日程12. 人権擁護委員の推薦について

日程13. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 議員派遣の件

日程2. 一般質問

- 日程 3. 議案第 1 号
 - 日程 4. 議案第 2 号
 - 日程 5. 議案第 3 号
 - 日程 6. 議案第 4 号
 - 日程 7. 議案第 5 号
 - 日程 8. 議案第 6 号
 - 日程 9. 認定第 1 号
認定第 2 号
 - 日程10. 請願第 1 号
 - 日程11. 委員会提出議案第 1 号
 - 日程12. 人権擁護委員の推薦について
 - 日程13. 閉会中の所管事務調査の件
-

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 稔君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程表のとおりでございます。

また、表決は全て採決システムにて行いますので、御了承くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第129条第 1 項により、お手元に配布しました議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはそのように決定いたしました。

○議長（高橋 稔君） 日程 2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

高齢者支援について、認定こども園の駐車場については、1 番山本 豊議員からの質問です。

固定資産税の課税状況について、福祉有償運送の稼働状況等については、6 番服部 隆議員からの質問です。

R S ウイルス感染症ワクチン接種について、带状疱疹ワクチンについて、高齢者の補聴器購入助成と社会参加支援については、8 番星野初英議員からの質問です。

教育振興対策について、人・農地プランの地域計画と担い手対策については、3 番諸岡周示議員からの質問です。

初めに、1 番山本 豊議員、登壇願います。

〔1 番山本 豊君登壇〕

○1 番（山本 豊君） おはようございます。1 番山本 豊です。

本日は、高齢者支援について、次に認定こども園の駐車場についての2 件を通告に従い一般質問をさせていただきます。

詳細については自席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） まず、1 件目の高齢者支援についてです。

最近、耳の聞こえが悪くなった高齢者のいるお宅では、会話を大声でするのが大変、そのためか近所の方にもけんかでもしているのかと言われたこともあると。また、訪問する側にしては、自宅に訪問してもテレビの音が大きくて、挨拶しても聞こえない等のお話を住民の方から聞きました。以前も一般質問の中で、町としても高齢者の介護予防、健康維持のための教室等を開催しているとの回答がありましたが、耳の聞こえが悪くなった高齢者の方からは、人の集まるところに行っても聞こえないからという声が聞かれます。

そのため、現在、町として高齢者等の補聴器購入補助についてはどのようなになっていますか、お聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 山本議員の御質問にお答えします。

現在、当町における補聴器購入に対する補助につきましては、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方に対し、障害者総合支援法に基づく補装具費として購入費用の助成を行っているところであり、高齢者に対する補聴器購入に対する補助事業はございません。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） 河内町は障害者総合支援法に基づく購入補助はあるとのことですが、その手帳の発行までに至らない方への支援としての購入補助について、河内町以外の近隣の市町村はどのような状況かを把握しているか、お聞きします。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 御質問にお答えします。

周辺自治体に対し高齢者の補聴器購入に対する補助について確認したところ、龍ヶ崎市3 万円、稲敷市2 万円の補助金で、令和6 年度より実施しております。4 自治体については現在のところ実施しておらず、一つの自治体では今後、事業を実施するか検討している

との状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） 近隣ではすでに購入補助を実施している、検討しているとの状況とありましたが、今後の河内町としてはどのように考えているか、お聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 御質問にお答えします。

補聴器につきましては、使用者それぞれの聴力に合わせて調整を行う必要があり、精密な医療機器のため、高価なものとなっております。

しかしながら、加齢による高齢者の聴覚機能の低下については誰にでも起こる可能性があり、日常生活での聞こえにくさを補うためには補聴器の使用が有効な手段とされていることから、町といたしましても、近隣自治体の動向を踏まえて、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） 先ほどの回答の中にも高価なものということでありましたが、確かにそれが一つの要因となって購入を迷っているという話も聞きました。また、今後検討とありましたが、近隣市町村では補助額もまばらと思われそうですが、河内町は高齢者支援に対して他市町村には負けないような支援をしていただければと思います。

次に、2件目の認定こども園の駐車場についてです。

現在、認定こども園の建設時の当初の計画はどのようなものだったのか、お聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 足立教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（足立 誠君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

当初、構想段階では、併設するかわち学園の保護者の皆様にも、学校行事の際や児童生徒の送迎時にこども園の駐車場を利用してもらうことで、利便性の向上を図りたいという考えがございました。

基本計画では、一定の広さの駐車場を整備することで、送迎時の混雑による周辺道路の渋滞や事故のリスクを低減させる計画がありました。

駐車場の整備概要では、職員用や送迎車両の利用を想定し、100台以上の駐車スペースを設けることが駐車場に係る内容でございました。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） 職員用や送迎車両の利用を想定しての広い駐車スペースを確保したとありましたが、現在、送迎する父兄の方からは、公園の駐車場ではなく、こども園の駐車場を利用したい等の声を聞きましたが、今後の計画についてお聞きします。教育長、

お願いします。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 認定こども園の駐車場の利用の計画についてお答えします。

かわちこども園の現在の園児数は、132人です。教職員は、約50人。園児の保護者送りの時間帯は、午前8時15分から9時ぐらいとなっています。また、迎えの時間帯は、午後2時から6時30分ぐらいまでとなっています。

現在、かわち学園では、児童生徒を車で送迎する場合は公園の駐車場を利用させていただいています。そこで、送迎をしている保護者から公園の駐車場から学園までの距離もあり、雨や風が強い日などには雨具を使っても濡れてしまう。そこで、送迎の際、こども園の駐車場を使いたいという要望があります。また、こども園建設前、かわち学園の送迎者がこども園の駐車場を利用できるので広くしようということで、現在の大きさになったという経緯もあります。

以上のことから保護者の要望とこども園建設前の構想を踏まえて、かわち学園とかわちこども園の送迎者がこども園の駐車場を利用しながら、児童生徒、園児、スクールバス、保護者、教職員、一般住民の安全を守る方法を検討していこうと思います。

そのために、駐車場と横断道路の安全な使い方に関して協議する委員会を立ち上げます。構成委員としては、かわち学園とかわちこども園の保護者、教職員、町、交通安全協会、町議会議員、教育委員と今後検討していきますが、それぞれの代表の皆様をお願いしようと考えています。児童生徒、園児、スクールバス、保護者、教職員、一般住民、全ての皆様の安全を守るためにどんな方法がよいかを、その委員会で丁寧に協議していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） ありがとうございます。当初の基本計画の中でも、周辺道路の渋滞や事故のリスクを低減させるための計画として整備された駐車場だと思われませんが、送迎する父兄、児童生徒、また園児等の安全を十分に検討していただき、施設の利用ができるようになればと思います。よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋 稔君） 次に、6番服部 隆議員、登壇願います。

〔6番服部 隆君登壇〕

○6番（服部 隆君） 皆さんおはようございます。6番服部 隆です。今日は金江津地区の区長さん方が大勢傍聴に来てくださいまして、ありがとうございます。大変緊張しています。

では、通告に従い、2件の質問をします。10年ほど前になりますが、町で固定資産税の課税ミスがあり、返金等に関して多大な事務作業があったと思います。その後、現在にお

ける課税状況、課税確認等の事務作業及び福祉有償運送の稼働状況等について質問をさせていただきます。

詳細につきましては自席にていたしますので、担当課長にはよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 服部 隆議員。

○6番（服部 隆君） それでは最初の質問であります、固定資産税の課税状況について質問いたします。

固定資産税を課税する場合ですが、課内において二重チェック等を行っているのか、お聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 松川税務課長。

○税務課長（松川浩之君） 服部議員の御質問にお答えします。

服部議員が言われましたとおり、平成27年度に町内の一部の土地につきまして税の負担を軽減する住宅用地の課税標準の特例措置が正しく適用されておらずに、固定資産税を過大に課税していた課税誤りが判明し、多大な御迷惑をおかけした事例がありました。

その課税誤りがあって以降、固定資産税の課税においては、法務局からの登記済通知書を基にして、土地や家屋の課税台帳の修正をする場合は、まず担当の職員が確認しながらシステムに入力し、次に別の担当職員が入力したデータと登記済通知書を照合しながら正しく入力されているか、再度チェックをしています。また、新築等で家屋を新たに課税する場合は、建築確認申請時の内容や設計書を基にして、直接臨戸し、所有者立会いの下、家屋の状況を一部屋単位で確認し、評価しています。そして、評価額を決定する際は、各項目で入力ミスや解釈の相違がないかなどを複数の職員でチェックした後、課内決裁を得るという流れになっております。

これらの取組については、過去の課税誤りにおいて、家屋担当者と土地担当者の連携不足や電算入力のミス、電算入力後の確認体制の不備などが主な原因だったことから、再発防止に努めるためにも行っていることとなります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 服部 隆議員。

○6番（服部 隆君） それでは、土地の利用等は法務局などで確認して、家屋など課内において二重チェックを行っているのか、ミスはないということでした。

続きまして、現在の課税状況を確認するために、土地、建物について、航空写真を利用して確認及び町内を歩いての再確認を行っているのか、お聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 松川税務課長。

○税務課長（松川浩之君） 御質問にお答えいたします。

税務課及び河内町の総合型GISで使用している航空写真のデータについては、茨城県市町村共同システム整備運営協議会において、3年に一度、航空写真を撮り直していて、茨城県域統合型GISへ搭載する空間データを提供していただいておりますので、更新時に

は、新旧の航空写真を2画面で対比しながら土地や家屋等の異動状況をチェックし、課税内容に変化が見つかったものについては、課税台帳及び航空写真と現況の重ね図を持って、現地に行って確認調査をしています。

なお、その調査によって課税と現況の相違が認められる場合、例えば居宅の一部を増築した場合や離れの居宅を取り壊した等、居住家屋の増減が確認された場合については、建物の評価額はもちろん修正が必要になりますが、土地の評価額も住宅用地に対する課税標準の特例等により変化し、再計算が必要になりますので、こちらについても土地と家屋の担当者が相互に確認したのち、課内決裁を得るという流れになっています。

以上になります。

○議長（高橋 稔君） 服部 隆議員。

○6番（服部 隆君） 茨城県で実施している航空写真にて確認をし、建築確認等が提出されていれば現地確認をして、課税については慎重に注意して行っていると思われそうですが、やはり時々、町内パトロールなど行っていただきたいと思います。

固定資産税は町にとっても重要な収入であり、今後、町民の公平性を保つためにも、十分注意して間違いのないよう税務課職員の皆さんにはよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、福祉有償運送の稼働状況等につきましてお聞きいたします。

まず一つ目ですが、福祉有償運送の運転手である運転協力ボランティア募集が町広報で掲載されておりますが、現在、何人の登録があり、その中で主に従事しているのは何人でしょうか。また、車両は何台稼働しているのか、お聞きいたします。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 服部議員の御質問にお答えします。

初めに、福祉有償運送サービス事業については、対象の障害者手帳をお持ちの方や介護認定を受けている方に対して病院やレジャー等の送迎を行う事業として、社会福祉協議会で行っております。

ドライバーの登録人数については、13人が登録されており、そのうちの7人が中心的なドライバーとなり運転業務を実施しております。

また、車両については、社会福祉協議会において福祉有償運送サービス事業で使用する車両を保有しております。内容は、軽自動車が3台で、一番古い車両は平成21年度登録の車いすを乗せられる福祉車両となっております。残りの2台は、平成24年度、令和3年度登録の車両でございます。車両状態については、走行に問題がなく、運送サービスを実施する上でも支障はありません。しかしながら、経年劣化は避けられない問題であると考えられますので、事業に使用する車両については定期的に車内を清掃し、車両を整備する町内業者において整備、点検、車検を行い、快適に乗車いただけるよう努めているところでございます。

今後も事故なく安全に福祉有償運送サービス事業を行ってまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（高橋 稔君） 服部 隆議員。

○6番（服部 隆君） 福祉車両も随分と古くなっていますね。現在、登録をしているのは13人、また実際活動をしている福祉ボランティアは7人ということですが、これから町でも高齢者が増えて、移動が大変だと思います。

今後、ボランティアになる人を募集し、高齢者が移動に困らないように、福祉ボランティアを動員する予定はありますか。また、社会福祉協議会職員が運転することもあるのか、お聞きしたいと思います。また、回数制限はありますか。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 御質問にお答えします。

ボランティアドライバーの増員については、現在「広報かわち」において年2回、「社協だより」で年1回の募集案内を掲載しており、受付については随時、社会福祉協議会で受け付けております。なお、今年度1件の申込みがあり、後日、講習会を受講予定となっているようです。今後も定期的に募集し、ドライバーの確保に努めてまいります。

また、車両の運転は、基本的にボランティアドライバーにお願いし、事業を運営しているところです。しかしながら、ボランティアドライバーの都合がつかない場合もございます。そういった場合には、社協職員が代わって運転する場合もございます。

最後に、利用者の利用回数制限についての上限等はございません。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 服部 隆議員。

○6番（服部 隆君） 利用回数制限があると聞いていましたので、お伺いしました。

社会福祉協議会職員も運転するときがあるということですが、できれば職員の業務に支障がないように、運転業務は福祉ボランティアにお願いするようにしていただきたいと思います。

また、福祉車両も古くなっておりますので、快適に利用してもらうためにも、今後リースまたは買換えなどを検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋 稔君） 次に、8番星野初英議員、登壇願います。

〔8番星野初英君登壇〕

○8番（星野初英君） 皆様おはようございます。8番星野初英でございます。本日は、金江津地区の区長会の皆様、議場に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

通告に従いまして一般質問を行います。今回は、3項目の質問をいたします。1、RSウイルス感染症ワクチン接種について、2、带状疱疹ワクチンについて、3、高齢者の補

聴器購入助成と社会参加支援についての質問でございます。今回の質問は、全て予防医学の観点から、病気になって治療や介護を受ける人が増えれば当然医療費が増えますので、国民健康保険、介護保険に影響いたします。

詳細は自席にて質問いたしますので、住民の方が健康で長生きするためにも、担当課長と町長の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） それでは最初の質問をいたします。RSウイルス感染症の質問でございます。

令和4年の総務省統計局の報告によりますと、肺炎による死亡率は急激により上昇し、肺炎による死亡者の98%が65歳以上の高齢者であるとの数字が示されております。まさに、肺炎は高齢者の大きなリスクと言わざるを得ません。

肺炎で亡くなる人は国内では年間7万人と推計されており、長く死因の4位だった肺炎が、平成23年にはがん、心臓病に次いで第3位となり、現在でも第6位の誤嚥性肺炎と合わせると、老衰を抜いて第3位を維持しております。

高齢者の場合、慢性の心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病などの基礎疾患を持っている方が多いため、免疫力の低下から肺炎など感染症にかかりやすく、かかると重症化しやすいのが現状でございます。入院治療も必要になり、退院できても介護が必要になり、介護度が上がることも多くなるため、医療費はもちろん、家族や介護施設、人手不足の介護人材にも負担が増えると思われます。たとえ、基礎疾患がなく元気に過ごしていたとしても、安心はできません。特に、75歳以上の後期高齢者は、肺炎をきっかけに体力が低下し、介護が必要になることがあり、亡くなることもございます。

社会保障が増加の一途をたどる中、高齢者の肺炎により医療費や介護の影響にも大きな問題だと思われます。そのため、国をはじめ地方自治体では積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでおり、平成26年からは主に65歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴い公費助成がスタートし、インフルエンザ、新型コロナの予防接種も公費助成がされております。

そこで、河内町における高齢者への肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ、新型コロナワクチンの公費助成の内容と接種状況を福田課長にお伺いいたします。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

町で実施しております高齢者予防接種助成事業の状況でございますが、令和5年度、65歳以上の方を対象とした実績を御説明させていただきます。

肺炎球菌ワクチンですが、予防接種にかかる費用の助成額は3,000円で、対象として1度も肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない者503人に対して、接種者数が99人、接種率が19.7%でございます。

次に、インフルエンザワクチンですが、予防接種にかかる費用の助成額は2,000円で、対象者3,257人に対して、接種者数が1,776人、接種率が54.5%。

最後に、新型コロナワクチンですが、昨年は全額公費で行い、対象者3,257人に対して、接種者数が1,884人、接種率が57.8%でございます。新型コロナワクチン接種につきましては、今年10月から高齢者などを対象とした定期接種が始まりますが、河内町の助成額は7月に規則の改正を行いまして、1回の接種当たりの助成額を3,000円と定めまして、国の助成額8,300円に加算して支給いたします。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 福田課長、ありがとうございます。新型コロナワクチンは今まで無料でしたので、接種率は57.8%と約半分以上の方が接種したとなっております、今年10月から65歳以上の高齢者を対象に定期接種となりましたと答弁にありましたが、町で国の補助金に3,000円をプラスして、3,700円が個人負担になるということだと理解いたしました。

肺炎球菌のワクチンの接種率は19.7%と低い数字になっております。

肺炎を起こす感染症として今、注意喚起されているのが、RS感染症です。RS感染症というのは、呼吸器合胞体ウイルス感染症の略でございます。風邪症状を伴う呼吸器感染症と知られております。2歳までにはほぼ100%の人がRSウイルスに感染すると言われており、生涯を通じて繰り返し感染する可能性があります、加齢や基礎疾患等で免疫力の落ちた高齢者が感染すると重症化して肺炎になるリスクが高まるとされております。

日本では毎年60歳以上の成人、高齢者において、約70万人がRSウイルスに感染、発症し、そのうち約6万3,000人が入院、約4,500人が死亡していると推計されております。つまり、感染症を発症した方の約10人に1人が入院し、入院した方の約15人に1人がお亡くなりになっている状況です。

また、このRSウイルス感染症は、現在、多くの方が予防接種しているインフルエンザと比べると、その重症化のリスクは、実はインフルエンザと同等、もしくはそれ以上とされております。特に、肺炎を引き起こすリスクはRSウイルス感染症のほうが高く、しかも入院期間が長くなるとの報告もございます。

また、RSウイルスは飛沫感染や接触感染で広がるため、病院や介護施設等、抵抗力の落ちた高齢者が多く、閉鎖された空間では集団感染のリスクが高まるとされております。平成30年に高知県で発症しました介護療養型老人保健施設でのRSウイルス集団感染では31人が感染し、そのうち4人が亡くなるという事例がございました。

しかしながら、RSウイルス感染症について知っている人は非常に少ないというのが現状ではないでしょうか。

今まで成人、高齢者におけるRSウイルス感染症は、インフルエンザや新型コロナのよ

うに感染予防するワクチンや、感染したとしても治療薬がないことから、病院、クリニックで検査されないことも多く、RSウイルスに感染していることはほとんど知られておりません。集団感染のようなことが起きない限り、疾患の認知がされないのが現状であり、適切な診断の機会も少なく、肺炎に至る感染症といたしましては、見逃されてきたウイルス感染症と言っても過言ではございません。

そのため、厚生労働省では、医療ニーズと疾患負荷等から、開発優先度の高いワクチンとしてRSウイルスワクチンを位置づけ、内閣官僚のワクチン開發生産体制強化戦略として、重点感染症として開発を支援すべきワクチンとして位置づけをされておりました。そして、昨年、そのような状況において、既に報道などで取り上げられておりますが、令和5年9月に世界初の成人、高齢者向けのRSウイルスワクチンが日本でも承認され、令和6年1月15日から接種可能となっております。感染予防という選択肢ができた今、まずは疾患について考えていただくために、疾患認知が必要だと考えます。

河内町における肺炎予防の一環として、インフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌とともに、RSウイルス感染症についても、疾患の周知と成人、高齢者における感染予防への注意喚起をぜひ行っていただきたいと思います。町の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

星野議員のおっしゃるように、RSウイルス感染症につきましては、新型コロナ、インフルエンザ、肺炎球菌と比べると、疾患の認知度は低いとされています。

町としましても、RSウイルス感染症を町民に知っていただくために、町のホームページや広報紙などを活用して、RSウイルス感染症の感染経路や症状、感染予防対策について周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 福田課長、ありがとうございました。たまにテレビで見ることが私もございますけれども、ぜひとも早めに分かりやすい周知をよろしくお願いいたします。

続きまして、このような背景を受けて開発承認されたRSウイルスワクチンですが、60歳以上の成人、高齢者において、RSウイルス発症予防効果は82.6%、特定の慢性心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病などの基礎疾患を並存する患者においても有効率94.6%と報告されております。また、その効果は2年にわたり持続すると報告されています。

しかしながら、接種費用は2万円以上と高額なワクチンでございます。このワクチンは2年に1回の接種で効果が期待できますが、現段階では任意接種のワクチンとなるため、接種するには全額自己負担となります。

国としても重点感染症と位置づけ、開発優先度が高いワクチンとして開発されたワクチ

ンですので、高齢者の皆様が少しでも接種しやすいよう、河内町といたしましても、接種費用について、できれば半額程度の助成を検討していただきたいと思います。

町長の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 星野議員の質問にお答えします。

R S ウイルス感染症ワクチン、あまり聞いたことないんですけれども、これの公費負担ということでございます。

現在、茨城県内において補助を出しているところは、現在は伺っておりません。そんな中で、接種費用に関しましては、1回につき2万5,000円から2万7,000円程度ではないかというふうに言われております。

今後、国での対応、そして助成、また近隣の市町村での対応も注視しながら、感染予防への注意喚起を含めて、接種の予算化も前向きに検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 野澤町長、ありがとうございます。日本では、青森ですか、どこかでも九十何%とか出しているところもございます。茨城県ではどこにもないので、もしこれが町長が決断できれば、茨城県で初めてだと思います。

最近、風邪のような症状で、検査してもインフルエンザでもなければコロナでもないということで診断をされて安心はしたものの、なかなかよくならないという声をお聞きいたします。もしかしたら、そのようなケースの中に、インフルエンザのように重症化のリスクが高い、このR S ウイルス感染症のリスクにさらされていた方もいるかもしれません。肺炎を引き起こす原因ウイルスから地域住民を守り、健康寿命を延ばすことは大変に大切なことでもあり、それが新しいワクチンでできるのであれば、河内町においても積極的に取り組むべきだと考えます。ぜひ、前向きに検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、2項目目の带状疱疹ワクチンについての質問をいたします。

現在、河内町において、この4月から実施されております带状疱疹ワクチンの公費助成事業についてお伺いいたします。

現在、河内町における接種実績はどのような状況でしょうか。全体の接種人数、年齢層別の接種状況、生ワクチン、不活化ワクチン、それぞれの人数について、福田課長、お伺いいたします。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンの接種状況でございますが、8月31日現在で、不活化ワクチンが7人、生ワクチンが7人の合計14人がワクチン接種をしております。年齢別にしますと、50代が2人、60代が4人、70代が5人、80代が3人となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。まだ5か月ぐらいですので、でもその中で合計14名が接種しているということが分かりまして、よかったと思います。

河内町においては半額助成、しかも年齢はお医者様の診断があれば18歳から助成を受けられるように手厚くなっております。

国の審査会において、この带状疱疹は、疾患としては他人にうつすことはなく、蔓延するリスクは低い、ほぼ全ての国民が既に罹患している。水痘、水ぼうそうですね、このウイルスにより発症することから、公衆衛生上必要なワクチンであると位置づけられ、発症時の重症化を予防する目的で定期接種化されることが了承されております。

定期接種になると、年齢も多分お聞きした内容では65歳以上で、金額も今の河内町の現状よりも多分低い金額になるようです。国の定期接種化も、地域住民への自己負担額が変わらず、今までどおり住民の健康増進、健康寿命の延伸を目指した福祉政策を維持していただきたいと考えております。今のままの河内町の補助金を継続していただきたいと思っております。

そこで、この带状疱疹ワクチンの定期接種化後の河内町の補助金と対象年齢について、福田課長、お聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

令和6年6月20日に開催された厚生労働省の専門家委員会におきまして、接種費用を公費で補助する定期接種化が妥当と判断されました。補助額などについては今後議論され、正式に決定されると思われます。

町では、今年4月から带状疱疹ワクチンの助成事業を行っております。

今後は、国の動向に注視し、定期接種化になることで町民に不利益が生じないように、補助金額及び対象年齢については現状維持で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 福田課長、ありがとうございました。国が定期接種となっても、町民に不利益が生じないように、補助金額、対象年齢について現状維持での対応という答弁をいただき、安心いたしました。どうぞこのままよろしく願いいたします。

続きまして、高齢者の補聴器購入助成と社会参加支援について質問いたします。先ほどの山本議員と重なる部分があると思いますが、別の角度からお聞きしたいと思います。

補聴器は、加齢性の難聴に悩む高齢者の聞こえを補い、日常生活を支えておりますが、使用をためらう人も多いのが実情です。難聴を放置すれば、孤立や認知症のリスクが高まります。専門家によりますと、加齢性の難聴が進行する一因として、大きな音にさらされ

ることが挙げられ、大き過ぎる音が入ると音を感じる耳の中の細胞が傷つくことで進行し、一度損なわれた細胞は自然に再生できないそうです。

隣接する龍ヶ崎市において、お話をお聞きしてまいりました。今年度、高齢者補聴器購入費助成制度が創設され、担当者の方に伺ったところ、予定人数を上回る申請の可能性が見込まれるとのことでした。改めて、現場の需要の高さを認識されていると感じました。

難聴は、高齢者の多くが直面する課題です。聞こえづらさからコミュニケーションを避け、社会的孤立や鬱を引き起こす要因ともなります。また、認知症の発症や進行のリスク要因としても考えられます。補聴器はそんな加齢性の難聴に対し、高齢者の聞こえを補い、日常生活を支える管理医療機器です。しかしながら、利用者の中には補聴器がうまく合わない、雑音があり、しっくりこない等の理由から、せっかく購入しても使うのをやめてしまう。また、買い換えてみても、調整等がうまくいかないため、聞こえの改善には結びつかず、放置されているようなことがあるのも現実だと思います。

今は店舗やネット、テレビショッピング等で割と手軽に安価なものを求めることもできますが、補聴器は本来とてもデリケートな管理医療機器です。専門家による購入前の微調整や試聴、慣れるまでの調整支援など、さらにはアフターケアを継続的に行っていくことが望ましいと言われます。

この一連の個人に寄り添うサポートを行うプロが、認定補聴器技能者です。この資格を取得するには4年間の講習期間と実施研修が必要となり、試験に合格し、試験取得後も5年ごとに研修を受け、資格を更新していきます。しかし、認定補聴器技能者を配置している小売店はまだまだ少なく限られています。龍ヶ崎市で創設された助成制度では、この認定補聴器技能者が配置されている店舗での購入が補助条件に組み込まれています。

河内町といたしまして、補聴器購入助成の考えをお聞かせください。仲代課長、お願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 星野議員の御質問にお答えします。

補聴器購入助成についての御質問ですが、当町でも加齢による難聴に悩む高齢者が一定数いらっしゃると思います。

高齢者の聴覚機能の低下については、誰にでも起こる可能性があり、聞こえ方についてもそれぞれ違いがあると思います。日常生活を送る上で補聴器によって聞こえにくさが解消できれば、周囲とのコミュニケーションが可能となり、社会参加もしやすくなると考えられます。また、星野議員からもありましたとおり、補聴器はお使いになる方それぞれの聴力が違うため、一人一人の調整が必要となり、精密な医療機器であるため、価格についても高価なものとなっております。

このような中、周辺自治体を確認したところ、二つの自治体で補助事業を行っており、2万円から3万円の補助を行っているようです。

町といたしましても、高齢者の孤立や認知症のリスクを回避できるということであれば、今後、近隣自治体の動向を踏まえて検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 仲代課長、ありがとうございました。質問が重なっていて、すみません。

私の母も耳が遠かったために、阿見医大で診察を受け、つくばの業者から補聴器を購入いたしました。その後も、当時は龍ヶ崎市に月に何回か、つくばから補聴器の調整に来ていたので、何回も調整をしに通いました。そのような経験からも、補聴器を購入されて調整するには、本人が車の運転をできない場合が多いと思います。家族の協力が必要になると思いますので、今後、機会がありましたら、家族の理解も得られるような研修も一度必要ではないかと思っております。

補聴器の値段は様々ですが、できるだけ高齢者に寄り添っていただき、できれば5万円ぐらいを目標に、来年の予算に入れていただければと思っております。野澤町長の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 星野議員の質問にお答えします。

課長がいろいろな答弁をしたと思います。当然、町内でも対象の方がこれからどんどん増えてくることも予想されますし、そのために健康が阻害されるというのは非常に厳しい状況かというふうに思いますので、機械も非常に高額というお話も聞いておりますので、やはり安いものをつけても多分すぐに壊れてしまったりということもあると思いますので、近隣が2万円とか3万円というお話でございますので、星野議員は5万円というお話ではございますが、ちょっと数字は避けさせていただいて、来年どれだけの補助を出せるか前向きに検討して、できれば来年度以降は補助制度を設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 野澤町長、ありがとうございました。御無理な答弁をさせました。金額は、想像しますけれども、よろしくお願いいたします。

続きまして、ヒアリングフレイル予防についてお伺いいたします。

フレイルとは、加齢により心身が衰えた状態を言います。ヒアリングフレイルとは、難聴機能の衰え、難聴を意味して、耳の虚弱状態のことを言います。また、聞こえにくいがため、周囲との関わり合いが大きく変化し、フレイル傾向となってしまうことも指しております。65歳以上の約半数の方に、聞こえに対する課題があるとも言われております。

そこで、ヒアリングフレイル予防に対する町の考え、また行っていることを福田課長、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

フレイル予防事業につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、高齢者保険と介護予防の一体的事業の一環として取り組んでおります。

現在、町のフレイル予防事業の内容につきましては、高齢者が集まる場所に保健センターの職員が出向き、栄養や運動、口腔ケアや口腔機能の維持、社会参加の勧めなど、フレイルにならないような講話や実習などを実施しております。

御質問にあります聴覚機能に特化したヒアリングフレイル予防は行っておりませんが、今後はフレイル予防事業の中に聴覚機能に関することを盛り込みながら、フレイル予防の対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 福田課長、ありがとうございました。フレイル予防事業の中に聴覚機能に関することを今後取り組んでいただけるという答弁をいただきました。ありがとうございます。

ヒアリングフレイルだけでなく、いろいろと町では行っていると思います。そのときに、やはり一緒に行っていただければいいのかなと思っております。しっかり町で努力されておりますけれども、早期発見できるように関係機関の方には今後も高齢者にも光を当てていただき、取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） 次に、3番諸岡周示議員、登壇願います。

〔3番諸岡周示君登壇〕

○3番（諸岡周示君） 皆さんこんにちは。3番諸岡周示でございます。稲刈りのほうも後半に入ってきております。今傍聴の皆さん来ていただきましたけれども、金江津地区と言いましたが、ほかにもいらっしゃると思います。皆様には常日頃、議会に関しまして御理解と御関心をいただきまして、本当に誠にありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

さて、今年の夏も昨年以上に記録的な猛暑が続きまして、熱中症になられた方がたくさん多いと思います。私の知人も熱中症にかかりまして、尊い命を奪われてしまいました。本当に残念でございます。さてまた、台風シーズンにも入りまして、地球温暖化と言われている今、大型台風により、九州そして奄美地方をはじめ広範囲に甚大な被害に今でも見舞われております。また、南海トラフ、これから大地震がいつ起きてもおかしくないと言われておりますので、防災体制づくりや備えにも十分な注意を払わなければならないと考えます。

さて、今回の質問は、昨年もちっと質問いたしましたけれども、教育振興対策につい

て質問をいたします。本町の児童生徒の不登校について質問をいたします。また、登下校における交通の対策ですか、その辺のところも質問いたします。そして、特色ある教育を進める中で、英語教育について質問をいたします。

続きまして、農業の人・農地プランにおける地域計画の進み具合について、またそれに伴う担い手対策の支援対策をどのようにこれから町として進めるのか。町長、そして教育長または担当課長に、その辺のところ丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

詳しいことは自席にていたしますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 先ほど登壇しまして申し上げましたけれども、昨年、1年前になりますけれども、私もここで不登校の質問をいたしました。そのときに、私のちょっと古いデータなんですけれども、文科省で2021年度の調査では、不登校が全国で24万5,000人と増えていますよと。36.3%に当たる8万9,000人が専門的な支援が受入れられてないと、そういうようなことが発表されました。

そのようなことから、これ以前も同じような質問ですけれども、初代の学園校長であられた教育長に、今の現状ですか、またいろいろな課題がたくさんあると思いますけれども、その辺を教育委員会としてどのようになされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） かわち学園の不登校の現状とその対策を、教育委員会ではどのように話し合い、対応しているかということについてお答えしたいと思います。

不登校児童生徒の割合は、先ほど諸岡議員がおっしゃいましたように、全国的にも全国的にも増えている傾向にあります。かわち学園においても同様の傾向にあります。教育委員会、学校としましても、解決すべき課題の一つとして捉えております。

不登校について、教育委員会定例会において情報提供を行います。対応策は、かわち学園と教育委員会指導室が中心となり協議を行い、実践しております。具体的には、町教育相談室「みどりの広場」の相談員が毎月学校に赴き、生徒指導主事や学年主任等と不登校対策懇談会を実施しています。その中で、どのような対策をしているのかを確認したり、協議したりしながら対応策を相談し、助言したりしております。町雇用のスクールソーシャルワーカー、臨床心理士、町福祉課、スクールカウンセラー、その他医療機関につなぐ役割も果たしております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） ありがとうございます。

私、昨年は、先ほどスクールソーシャルワーカーの話をしましたけれども、どうしても今年から雇用してくれということで、町のほうの理解をいただきまして、教育長も理解いただきまして、4月から雇用していただきましたけれども、県のほうも今度スクールソー

シャルワーカーを増やすというようなことを今日の新聞に載っていましたけれども、今常駐しているスクールソーシャルワーカーですか、学校と家庭のつなぎ役としてどのようなことを対応しているのか、大事だと思うんですけれども、その辺、教育長、答弁お願いしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 今年度から常駐のスクールソーシャルワーカーについて、学校と家庭のつなぎ役としての役割、そのことについてお話しします。

町のスクールソーシャルワーカーの関わりとしては、ゼロ歳から18歳までを対象としています。こども園では、園児や家庭の情報を収集し、園児の帰るときには保護者への声かけを行っています。相談等も行っております。学校では、児童生徒の家庭の情報を収集したり、児童生徒、保護者の面談につなげています。

みずほ分庁舎では、昨年度までかわち学園でスクールソーシャルワーカーにつながっていて、卒業した生徒、その保護者への定期的な面談も行っています。時には、スクールソーシャルワーカーだけでなく、福祉課や「みどりの広場」の相談員も同席しています。また、みずほ分庁舎の面談だけでなく、家庭訪問をして、本人や保護者と面談することもあります。

以上のように、スクールソーシャルワーカーは、不登校についての相談だけでなく、児童生徒や保護者の悩みに寄り添ったり、関わりをしながら、かわち学園とこども園の教職員や児童生徒、保護者にも大きな力となっております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） より一層、その辺の支援をお願いしたいと思います。

そこでちょっと提案があるんですけれども、私、今年8月に稲敷市で不登校児童生徒への支援ということで講演会がありましたので、そこに参加させていただきました。その講師は筑波大学の准教授で、社会学博士で社会教育士の澤江幸則さんという方が講演をなされたんですけれども、参加者は学校の先生、教育委員、それと学校運営協議会の会員、様々な方が、議員もいましたけれども、参加しました。

そこで私、提案があるんですけれども、もう少し地域の皆さんにも分かってもらえるような教育委員会の研修会をできないものかという提案なんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 諸岡議員の御提案についてお答えしたいと思います。

稲敷市で行われた不登校への支援に関する講演会について、諸岡議員から情報や資料を頂きました。ありがとうございました。

教育委員会では不登校への支援に特化した研修会は行っていないですが、外部の方を招い

た研修会を行っています。昨年度2月には元茨城県教育長柴原宏一先生を講師として招いて、「保護者の思いと教員の思い」というテーマで講演をいただきました。参加対象は、学校とこども園の教職員、学校で働く町の会計年度任用職員、それと教育委員です。この講演会は、子供や保護者にどのように接していったらよいかを考えるきっかけとなりました。今年度も1月に大学教授を招いて、働きがい、ウェルビーイングについて講演していただく予定です。

このように、子供の不登校対策に直接結びつくものではありませんが、河内町の教育委員、会計年度任用職員を含め、全教職員の資質向上を狙いとした研修会を毎年開催しております。

ただいま諸岡議員が提案してくださいました、参加者の範囲を広げた不登校支援に関する研修会の開催も今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 教育長、よろしくお願いします。

続いて、かわち学園、こども園の児童生徒の登下校の対策について質問いたします。

まず、現在の登下校時の道路状況を含めて、まず教育長の認識をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） お答えします。

今年度のかわち学園の通学状況についてです。4月1日現在、児童生徒数が358人。その通学方法の内訳は、スクールバス通学者が204人、57%、自転車通学者は83人、23%、徒歩通学者は41人、11%、保護者送迎による通学者は30人、9%です。

児童生徒の登校時間帯を見ますと、朝7時55分から8時10分頃がピークになっています。その時間帯は、スクールバス10台が学園ターミナルに出入りしています。また、8時15分頃からは、かわちこども園の送迎車が次々にこども園の駐車場に出入りします。つまり、この時間帯に、かわち学園とこども園の間の道路は徒歩、自転車、10台のスクールバス、一般車の往来があり、混雑している状況になっています。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） そこで、学校周辺の、私の家も近くにあるんですけれども、道路標識ですけれども、今、自転車通学、徒歩通学をしている、あまりにも少ないなと感じています。なぜならば、令和4年に、私これは交通関係だったので総務課に質問しているときに、総務課のほうでも交通対策に対してはいろいろなことを教育委員会とともにやりますよという答弁しているんですけれども、なかなかかわち学園とこども園の所には道路の標識がほとんどない。それでは、せっかくいろいろなことをやろうとしてもちょっと無理

があるんじゃないかな、危険じゃないかなと。

今年、実は、十三間戸で、バスに子供さんが飛び出して亡くなられた事故がありましたけれども、あれも草がこの辺までたくさんあったんですね。あれが刈ってあれば、もしかするとバスのことを確認して、そこで止まったかもしれない。あの周りも今、道路がよくなりまして、私の周りも道路がよくなりましたので、結構、特にこども園の送迎の車、飛ばしている。それでは、ちょっとなかなか、いつ事故起きてもという、そんな考えがありますね。

そこで、こども園に対しても、学園に対しても、もう少し中で注意喚起するような、そういうことできないかなという、私は思うんですけども、その辺どう思いますか。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 今、諸岡議員が申しますように、確かに学園の周り、大分スピードを出して走っている車が、たくさんとは言えませんが、大体決まった車が飛ばしているような状況にあります。非常に危険だなと、そう思っております。また、道も広くなった分、子供たちも通行しやすくなったんですけども、車も通行しやすくなったためにスピードを出すというような状況はそのとおりで、諸岡議員が家の近くでよく御存じだろうと、そう思っています。

教育委員会としても、こども園と学園に保護者への指導をお願いして、それを広めていきたいなと、そして子供たちの安全を守っていきたいなと、そう考えております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 冒頭に山本議員から駐車場の件で質問ありましたがけれども、ちょっとかぶるかもしれませんが、やはり建設に当たっては、議会に対して、広いスペースはあそこまで要らないんじゃないかということで、議会では話をしたときに、執行部側としては、いや、こども園もできて、かわち学園の皆さんにあそこに止まって送り迎えするんだという説明があったので、議会としても賛成をした。

また、私はあそこの地権者でもありますし、今日、局長もいますけれども、局長が用地買収のときに、やっぱり同じようなことで、地権者の皆さんにもこれこれこうだから、何とか協力をお願いしたいというようなこともありましたので。前町長だったんですけども、前町長にも何とか協力してもらいたいと。また、買収金額に対してもかなり安くやってほしいというような話もありましたので、賛成したわけですから、早めに駐車場を。

今、駐車場の話ししますけれども、先ほど答弁では委員会を立ち上げてやるというようなお話でしたけれども、二つほど委員会は委員会で立ち上げてもいいんですけども、やはりこども園に対しても、学園に対しても、もっと聞いて、安全対策にもっともっと取り組んでもらいたいと思うんですけども、その辺、答弁お願いできますか。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 安全対策ということで、確かに学校が、中学校二つ、小学校が四つ、また後から三つになりましたが、そういう状況の中で、各地域でPTAを含めて交通指導を分担しながらやっていたという状況ございました。学園に統合した後、なかなかその組織ができないで、今、PTAを含めて、そういった子供たちの帰りも含めた安全を守るための交通指導がまだ進んでいない状況です。

ですから、この後いろいろな組織にも呼びかけて、子供たちの安全を守るような協力をお願いしていきたいと、そう考えております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 安全対策と、あそこの駐車場の利用を、早めに何とかお願いしたいと思います。

続いて、特色ある学校教育の中で、英語教育について質問いたします。

現状は、英語教育について、教育長、どのようにお考えなのか、感じてられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） かわち学園の英語教育の現状ということでお話ししたいと思います。

河内町では、平成10年から平成26年度まで、中学生海外派遣視察研修事業としまして、モンゴル、北京、上海、パリ、アテネ、ベトナムなどを研修先として行ってまいりました。その後、平成27年度から令和元年度まで、ハワイを研修先として中学生海外英語研修を行ってきました。これらの外国での交流活動の中で、自分たちと外国の文化の違いや多様性に触れるとともに、生徒の意識の中にもっと英語力を向上したいという、そんな意識も高まってきました。

しかし、令和2年度からそれ以降3年間、新型コロナウイルス感染拡大のために中止せざるを得ませんでした。その後、昨年からは、国内で世界各国の留学生と英語で交流しながら英語力の向上と文化の違いや多様性の理解を狙いとして、中学生英語研修事業のグローバル体感キャンプを行っています。

今、述べてきましたように、河内町では英語教育に力を注いでおります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） そこで、教育長、7月に私たち議員が月一の研修会やっている中で、ALT派遣の講師のお話がありましたよね。私すごくいいと思っているんですけども、今現在どこまでその話が進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

町長でいいですか。じゃあ、町長のほうに、すみません、通告なしで申し訳ない。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） A L T の海外からの派遣ということでございますけれども、議員の皆様にも1度、株式会社アチーブゴールという会社の説明を受けていただいたと思いますけれども、あれは交付税が国からもらえるということで、そのためには海外と姉妹都市協定を結ぶということが条件だということでございますので、10月17日からかな、1泊3日でセブ島のマクタンというところの島の一つの市と協定式を結んできます。このときは美浦村も一緒に行くということでございまして、一度向こうの首長さんとはリモートでお話をさせていただきまして、その段階で一緒に協定を結びましょうという運びになっておりますので、その後、協定が結び終わりましたら、来年4月から、2名なのか3名なのか分かりませんが、河内町に合った形で、英語が話せる人材を河内町に招いて、その中で英語の教育、英会話も含めた、これはこども園、あとはかわち学園、そして来年、何とかやろうとしております学習塾のほうでも、夜に英会話を教えられるような形を今、段取りしておりますので、また詳しいことが進みましたら報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） すみません、通告なしで突然質問しまして、ありがとうございます。

私もぜひとも、県内でも境町や大洗町、八千代町、その他たくさんの全国でもやられているA L T の派遣のことなので、進めていただければと、よろしくお願いします。

続いて、農業のことで、人・農地プランの地域計画と担い手対策について、まずは質問します。

基幹産業である農業が、地域計画策定において現状の進捗状況を教えてください。また、進めるに当たって何か問題点があれば、生じているのか、農政課長、お願いしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 寺崎農政課長。

○農政課長（寺崎光則君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

地域計画策定に関する進捗状況についてお答えいたします。

昨年9月に町全域を対象として地域計画の役割やその必要性について御理解をいただくために開催いたしました説明会を足がかりに、その後、11月下旬から2月中旬に地区別の座談会を、各地区2回ずつ開催いたしました。その座談会では、年齢別や耕作者ごとに色分けをした地図を確認していただきながら、農家の皆さんからは後継者不足、水利の問題や地代が人によって違うので統一をしたいなどの課題や、意欲的な農家の方からは集積を進めたいといった御意見がありました。

地域計画の策定期限となる今年度は、町内の農地を所有している方全員を対象に、離農や農地の貸付け、売却希望など、農地の意向を確認するアンケート調査を実施しておりま

して、現在その集計を行っているところでございます。今後は、調査の集計が終わりましたら、その結果を反映した地域計画の重要な要素と言える目標地図の素案を作成いたしまして、再度座談会を開き、農業者の方々の御意見を聞いて、地域計画の策定を進める予定でございます。

地域計画は一度策定したら終わりではなく、地域の状況、担い手の状況などを見ながら、計画を更新、変更し、地域農業のあるべき姿に近づけていく計画で、その実現に向けて取り組んでいくものとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） そこで、農地集約を加速すれば、生産効率を上げるために、そして離農者が増えつつある中で、大規模就農になって生産者に負担が生じて、担い手の皆さんは今スマート農業技術支援など、今以上に、私、必要ではないかと考えます。人工衛星とAIの組合せによって部分施肥、部分的に肥料を散布する。それとGISによる営農管理の先進的な取組をしているところもほかの地域でありますので、それは農業権に直結してコストの削減につながる「儲かる農業」へと私は進むものではないかと考えます。

そこで、以前も私、質問いたしましたけれども、集積・集約されるのは面積を、これからの若い担い手に本当に手厚い支援が必要じゃないかと考えますけれども、実は農林水産省で概算要求のほうで、今年よりも来年度のほうが16%も増やす予定にという、この間、農業新聞に載りました。その中で、地域計画にも後押しをしますよと、農地利用効率化の支援交付金も昨年以上にやりますよというお話もありましたので、何とかこれ支援できないのかなと思いますので、これは野澤町長、答弁でよろしいですか。

じゃあ、まず農政課長。

○議長（高橋 稔君） 寺崎農政課長。

○農政課長（寺崎光則君） 御質問にお答えいたします。

担い手への支援対策といたしまして、農業用機械の購入補助を、町では令和4年度から令和6年度にかけまして、補助率10分の3、上限50万円とする町単独事業を実施し、今年度の補助見込額を含めて、これまでの3年間で51件、2,092万円の補助を行ってまいりました。

国や県の補助事業の採択を受けるためには、経営面積の拡大や生産コストの縮減など取組の内容に応じてポイントが加算され、ポイントの高い順に補助金が配分される仕組みとなっております。補助金を活用できるのは、地域農業の担い手として意欲的に経営発展を目指す農業法人や高い目標水準を持つ農業者に限られてしまっているのが現状でございます。

中小規模の農家の方たちも利用できる補助制度としてスタートした町単独事業も、計画の3年が経過をいたします。今後、事業の目的及び効果、補助の対象者、補助対象の機械

設備、その他、補助の上限額等について十分に精査をいたしまして、財政負担及び予算配分の公平性などを加味しまして、事業実施について検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） そこで、町長に答弁をお願いしたいんですけども、今まで一律で50万円なんですね、マックス。ところが、大規模になると、50万円じゃとてもとても追いつかない。国の支援も、先ほど言いましたように、ハードルが高過ぎて、なかなか採択にならない。

やはり、これ何回も、去年も言いましたけれども、基幹産業で農業を何とか担い手の皆さんに支援するためには、もう少しこの補助率を上げてもらいたいというのが私の願いでありますけれども、そこで野澤町長にその辺をちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

先ほど農政課長からの答弁にもありましたように、地域計画の策定につきましては、やはり地域によっても異なる部分もあると思います。そして、後継者の不足、または高齢化により離農者が今後3年から5年後には急速に増えることが予想されると思っております。

今年で3年目を迎えます農業者に対する機械購入補助、これが30%で上限50万円ということで、これは小規模な農家の方にも購入ができるという後押しで、3年目を迎えますけれども、やはりこの目的はほぼ達成されてきたのかなというふうに思っております。

そんな中で、諸岡議員が御指摘の大規模就農になると生産者に負担が生じて、その対策、検討はどうするのかということでございますけれども、やはり河内町は2,600とも2,700ヘクタールとも言われております大変優良な農地がございますので、今後、担い手となる個人、そして農業法人含めて当然大規模化をして、20ヘクタールから100ヘクタールぐらいの、個人差はありますけれども、形態でいかないと、耕作放棄地等もできてきてしまうということも現状ではあります。

そのためには、やはり集積集約を進めながら、やはりスマート農業であったり、ドローン等を活用して、対応することが必要不可欠ではございますけれども、そのためにはどうしても設備投資が当然必要になってくるということでもございます。これには財源も必要になってきますので、次年度から、現在の補助制度、予算が1,000万円というわけでありまして。あれを継承しながら、さらに上積みをして、そして機械だけに限らず、ビニールハウスであったり、農業倉庫であったり、そういったものにも使えるような形で、規約を見直しをいたしまして、後押しをしていきたい。パーセント等々についてはこれから詳細を詰める予定にはなっておりますけれども、少しでも上積みをして、農家の後押しをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 再度、町長にお願いします。先ほど大規模の話言いましたけれども、本当かなり厳しい農業情勢ですので、国でも古くなったものから新しくするのはという、先ほど言いましたように、概算要求出していましたけれども、町でもお金がなかなか、先ほど補助金の話ありました。金額ベースでは、せめて300万円くらいは出していたきたい。もう農家の人もまいっちゃいますので、何とか来年度において、財政課長ともいろいろ相談しながらお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） 以上で一般質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分とします。

午前11時31分休憩

午前11時40分開議

○議長（高橋 稔君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（高橋 稔君） 日程3、議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程4、議案第2号 河内町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程5、議案第3号 茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程6、議案第4号 令和6年度河内町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程7、議案第5号 令和6年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程8、議案第6号 令和6年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程 9、認定第 1 号並びに認定第 2 号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9 月 5 日の本会議において決算審査特別委員会に付託いたしました、令和 5 年度河内町各会計決算、令和 5 年度公営企業会計決算の認定でございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長大野佳美議員、登壇願います。

〔決算審査特別委員長大野佳美君登壇〕

○決算審査特別委員長（大野佳美君） 決算審査特別委員会審査報告、去る 9 月 5 日開会されました令和 6 年第 3 回河内町議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

認定第 1 号 令和 5 年度河内町一般会計及び特別会計決算、認定第 2 号 令和 5 年度河内町公営企業会計決算、以上について、9 月 5 日から 6 日の 2 日間、委員 8 名の出席の下、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は原案のとおり異議なく可決、認定すべきものと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

令和 6 年 9 月 13 日、決算審査特別委員会委員長大野佳美。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第 1 号並びに認定第 2 号は質疑、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

認定第 1 号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第 1 号を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、認定第 1 号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第 2 号についてです。

こちら、委員長報告は認定とするものであります。

認定第2号を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程10、請願第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出する事を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、去る9月5日、所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

高橋教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長高橋利彰君登壇〕

○教育厚生常任委員長（高橋利彰君） それでは、教育厚生常任委員会審査報告をいたします。

去る9月5日に開会されました令和6年第3回河内町議会定例会におきまして教育厚生常任委員会に付託されました、請願第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出する事を求める請願について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である小更雅之議員より今回の請願について御説明をいただきました。

協議に入り、茨城県内では、脳脊髄液減少（漏出）症においては専門員が在籍しておらず、保険適用で長期において総合的に経過観察できる医療機関もなく、診療基準も確立されていないため、発見が非常に難しいとのことでありました。

国においては、研究機関にて診断基準の確立や治療体制を整え、難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加すること、また茨城県においては、県内に専門医のいる拠点病院を確立、確保することは有益であるとの意見が出されました。

採決に入り、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

令和6年9月13日、教育厚生常任委員会委員長高橋利彰。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、請願第1号は原案のとおり採択することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程11、委員会提出議案第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出案件の説明については、会議規則第39条第2項の規定により、省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては省略することに決しました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程12、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長から議会の意見を求められております。

内容は、既に配付してあります文書のとおりでございます。

お諮りいたします。

本件について、議会の意見は推薦するに適任であると思いたしと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は推薦するに適任であると決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程13、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（高橋 稔君） 以上をもちまして今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、令和6年第3回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後零時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員